

# 京都府市町村職員共済組合公報

第259号

令和6年4月1日

京都市上京区西洞院通下立売上ル  
西大路町149番地の1  
京都府市町村職員共済組合

公告第849号

京都府市町村職員共済組合定款の一部を次のとおり変更したので、地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）第5条第9項の規定により公告する。

令和6年4月1日

京都府市町村職員共済組合  
理事長 山崎善也

## 京都府市町村職員共済組合定款の一部変更について

京都府市町村職員共済組合定款（昭和37年公告第1号）の一部を次のように変更する。

第39条第1号の2を削除する。

第40条第1項の表中「1,000分の8.40」を「1,000分の8.20」に、「1,000分の2.80」を「1,000分の2.59」に改める。

第40条の2中「施行令第46条の2第1項の規定による標準報酬の月額」を「施行令第46条の2第1項第1号の規定による標準報酬の月額（同号に掲げる額が同項第2号に掲げる額を超える任意継続組合員にあっては、同項第1号に掲げる額が410千円を超えるときは410千円。以下「任意継続組合員標準報酬の月額」という。）」に、「同項に規定する」を「任意継続組合員」に、「1,000分の16.80」を「1,000分の16.40」に改める。

第41条中「、宿泊経理」を削除する。

第42条中「令和5年度」を「令和6年度」に、「1,430円」を「1,600円」に改める。

## 附 則

- 1 この変更は、令和6年4月1日から施行する。
- 2 変更後の第40条第1項の規定は、令和6年4月分以後の掛金及び負担金について適用し、同年3月分以前の掛金及び負担金については、なお従前の例による。
- 3 変更後の第40条の2の規定は、令和6年3月31日以後に退職した任意継続組合員の同年4月分以後の任意継続掛金について適用し、同日前に退職した任意継続組合員に係る同年4月分以後の任意継続掛金の算定については、この変更による変更前の第40条の2中「施行令第46条の2第1項の規定による」とあるのは「この変更の施行の日（以下「施行日」という。）の前日における」と、「同項に規定する」とあるのは「施行日の前日における」と、「1,000分の16.80」とあるのは「1,000分の16.40」と読み替えて、同条の規定を適用する。